

## 第11章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進

### 第6節 保健施設の機能充実

#### 3 精神保健福祉センター

##### (1) 現状

---

○精神保健福祉センターは、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、次のような活動をしています。

- ・ 県民に対する精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- ・ 精神保健福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なもの
- ・ 保健所、市町等の関係機関及び組織に対する技術的事項についての協力やその他必要な援助
- ・ 精神保健福祉関係職員に対する専門的な教育研修
- ・ 地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加促進等についての調査研究、資料収集及びそれらの提供
- ・ 自立支援医療費（精神通院医療）の判定・認定及び発行に関する業務
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の判定・発行に関する業務
- ・ 精神医療審査会の審査に関する事務

##### (2) 課題

---

○多様化、複雑化する精神保健福祉ニーズに効果的に対応しこれを推進するため、関係機関に対して、専門的立場から精神保健福祉に関する意見具申等を行うことが精神保健福祉センターに求められます。

○精神保健福祉法の改正により、2024年4月から市町が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化することが定められました。これにより、精神保健福祉センターには、従前どおり複雑又は困難な相談に対応することに加え、相談者の身近で福祉・母子保健・介護等を担当している市町において、包括的な相談支援を受けられるよう、市町の相談支援体制の整備を支援することが求められます。

○阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大規模災害や、熱海市逢初川土石流災害における経験から、災害時等のこころのケア対策の推進が求められます。

○精神科病院に入院している患者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点で実施する精神医療審査会について、より一層適正な運営が求められます。

##### (3) 対策

---

###### ア 専門性を発揮した技術的協力及び援助

○保健所及び市町等が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、関係機関や関係部署等に対する技術的事項についての協力やその他必要な援助を積極的に行います。

###### イ 人材育成の充実

○保健所、市町、福祉事務所、障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関において精神

保健福祉業務に従事する職員に対する専門的教育研修等を行います。また、体系的・階層的な研修の企画について、関係機関及び部署と連携して進めます。

#### ウ 普及啓発の推進、促進

- 県民に対する精神保健福祉の知識や精神障害についての正しい知識等の普及啓発を効果的に行うとともに、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対する専門的な立場からの協力及び援助を行います。

#### エ 調査研究と情報提供

- 地域精神保健福祉活動の推進、精神障害者の社会復帰の促進等精神障害者の希望やニーズに応じた支援等についての調査研究を行うとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、県、保健所、市町が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう情報提供します。

#### オ 相談体制の充実

- 精神保健福祉に関する相談のうち、自死遺族相談、依存問題を抱える当事者や家族に対する相談、市町や保健所では対応困難なひきこもり相談など、高度な専門性を必要とするものを対象に相談支援するとともに、市町や保健所等身近な相談支援機関と連携して、相談者が包括的な支援が受けられる体制の構築を図ります。
- 災害時等におけるこころのケア対策として、研修や緊急支援を行います。

#### カ 精神障害のある人の人権の擁護の推進

- 入院中の精神障害のある人の人権に配慮した適切な医療及び保護が確保されるように精神医療審査会事務を適正かつ迅速に進めます。

#### キ 精神障害のある人の地域生活の支援

- 精神障害のある人が地域で生活するために必要となる自立支援医療費（精神通院医療）の受給や精神障害者保健福祉手帳取得のための判定等を適正かつ迅速に進めます。
- 長期入院者の地域移行と地域定着を促進し、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、関係機関職員への情報提供・助言等を行います。